

令和7年度幼児教育・保育無償化の手続きについて

令和7年4月から、下記の対象施設を利用予定の人は、保育料無償化の対象となるために施設等利用給付認定の申請をする必要があります。特に②③をご利用の場合は、さらに保育認定を受ける必要があります。いずれも、利用希望日前の申請が必要です。（基本は利用開始日1か月前まで）

	対象施設	対象児童	必要な書類
①	未移行私立幼稚園	3～5 歳児まで (0～2 歳児ま では <u>非課税世帯</u> のみ) 令和7年4月1日時点の 年齢	幼稚園のみ ・「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 第1号」 幼稚園+預かり保育 ・「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 第2号・第3号」 ・保育認定に必要な書類（就労証明書など）
②	幼稚園・認定こども 園の預かり保育		・「施設等利用給付認定（新2・新3号）」 ・保育認定に必要な書類（就労証明書など）
③	届出保育施設		・「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」 ・保育認定に必要な書類（就労証明書など）

※保育認定を受けるには：保育が必要な理由がわかる書類の提出が必要です。

例）就労証明書 月64時間以上の勤務が要件

※令和7年度の認可保育所申込をして入所保留（待機）になり、①②③施設を利用する場合
認可保育所申し込みの際、保育認定に必要な書類（就労証明書等）は提出済みですので、変更が
なければ「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」のみ提出してください。

【今回の手続きが不要な人】

- ・すでに施設を利用し、認定を受けている人（無償化対象の人）で状況に変更がない場合。
（後日、役場から現況届の案内をします。）
- ・0～2歳児で市町村民税課税世帯の場合（無償化対象外です）

申請書等は須恵町のホームページからダウンロードいただくか、子育て支援課で配布をしています。
（施設によっては、申請書等を配布しているところもあります。）
詳しくは、須恵町役場子育て支援課までおたずねください。